

## 参考資料

- 1 大泉町環境基本条例
- 2 大泉町環境審議会委員名簿
- 3 計画策定経過
- 4 温室効果ガス排出量の算定方法
- 5 用語解説

# 1 大泉町環境基本条例

令和3年3月9日  
条例第1号

目次

本則

第1条(目的)

第2条(定義)

第3条(基本理念)

第4条(町の責務)

第5条(町民の責務)

第6条(事業者の責務)

第7条(基本方針)

第8条(環境基本計画)

第9条(町の施策と環境基本計画との整合)

第10条(調査及び研究)

第11条(国及び他の地方公共団体等との協力)

第12条(環境審議会)

第13条(委任)

附則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の持続に寄与し、ひいては地球環境保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の持続に寄与するものをいう。

#### (基本理念)

第 3 条 良好な環境の保全等は、町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全等は、持続的に発展可能な社会の構築を目指して、町、町民及び事業者が環境資源は有限であることを認識し、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する行動に取り組むとともに、互いに協力して行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、町、町民及び事業者の日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

#### (町の責務)

第 4 条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、推進する責務を有する。

2 町は、町民及び事業者の環境への理解を深めるとともに、良好な環境の保全等に取り組む意欲を高めるため、必要な措置の実施に努めるものとする。

#### (町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、自ら環境への理解を深め、良好な環境の保全等に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの活動が環境に与える影響を考慮し、良好な環境の保全等に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

#### (基本方針)

第 7 条 町は、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を旨として、各種の施策との連携を図りつつ推進するものとする。

- (1) 身近な自然の保全及び創造、環境に配慮した社会基盤整備等により、将来にわたり健全で恵み豊かな環境を維持できる地域づくりを行うこと。
- (2) 省資源及び省エネルギーの推進、廃棄物の適正処理、減量化の推進等により、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを行うこと。
- (3) 環境に関する情報提供の充実、環境教育及び環境学習の振興等により、環境に関心を持ち、地球環境保全に責任を持つ人づくりを行うこと。
- (4) 町、町民及び事業者が協働の下で良好な環境の保全等に関する施策が行われる仕組みづくりを行うこと。

(環境基本計画)

第 8 条 町長は、前条の基本方針に基づき、良好な環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大泉町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全等に関する目標
- (2) 良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、大泉町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策と環境基本計画との整合)

第 9 条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(調査及び研究)

第 10 条 町は、良好な環境の保全等に関する施策を策定するに当たっては、環境の現状の把握、変化の予測及び変化による影響等、必要な調査研究を実施するものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第 11 条 町は、良好な環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第 12 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、大泉町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 良好な環境の保全等に係る基本的事項に関すること。
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項

3 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 名以内とし、町長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

- 6 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 7 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。
- 8 第1項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年大泉町条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 2 大泉町環境審議会委員名簿

協議開始時（順不同、敬称略）

役 職	氏 名	選出区分及び所属団体等
会長	板橋 英之 氏	(1) 学識経験者 群馬大学 教授（環境創生）
	榎本 英一 氏	(2) 町内に事業所を有する法人 パナソニック株式会社 空質空調社 分散型エネルギー事業推進室長
	佐藤 淳貴 氏	(2) 町内に事業所を有する法人 株式会社SUBARU 環境課長
	小沼 康行 氏	(2) 町内に事業所を有する法人 邑楽館林農業協同組合 組合員課長
	岩崎 正男 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 自治会連絡協議会 会長（東松原自治会長）
	高橋 悠治 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 生活環境委員会 会長
	糸井 昌信 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 大泉国際交流協会 会長
	水野 智子 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 西邑楽地区産業環境保全連絡協議会 副会長（味の素冷凍食品株式会社総務部長）
	大友 豊 氏	(4) 関係機関の職員 群馬県東部環境事務所 所長
	田村 久美子 氏	(4) 関係機関の職員 群馬県立大泉高等学校 教諭

令和5年度（順不同、敬称略）

役職	氏名	選出区分及び所属団体等
会長	板橋 英之 氏	(1) 学識経験者 群馬大学 教授（環境創生）
	榎本 英一 氏	(2) 町内に事業所を有する法人 パナソニック株式会社 空質空調社 分散型エネルギー事業推進室長
	井上 丈明 氏	(2) 町内に事業所を有する法人 株式会社SUBARU 環境課長
	小沼 康行 氏	(2) 町内に事業所を有する法人 邑楽館林農業協同組合 組合員課長
	関 克守 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 自治会連絡協議会 会長 (第10区東志部自治会長)
	高橋 悠治 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 生活環境委員会 会長
	糸井 昌信 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 大泉国際交流協会 会長
	水野 智子 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 西邑楽地区産業環境保全連絡協議会 副会長（味の素冷凍食品株式会社総務部長）
	神戸 洋起 氏	(4) 関係機関の職員 群馬県東部環境事務所 所長
	田村 久美子 氏	(4) 関係機関の職員 群馬県立大泉高等学校 教諭

## 3 計画策定経過

### 1 大泉町環境審議会

日付	内容
2022（令和4）年 8月18日	アンケート調査票の審議
2023（令和5）年 3月28日	計画策定に係る基本的な考え方の審議 基礎調査及び意識調査の結果報告
2023（令和5）年 11月10日	計画素案の審議
2024（令和6）年 2月8日	計画原案の審議
2024（令和6）年 2月8日	諮問・答申

### 2 アンケート・パブリックコメント・ワークショップ

日付	会議等	概要
2022（令和4）年 10月17日 ～10月31日	町民・事業者・小中学生 アンケート	町の環境、地球温暖化対策の取組などについて調査を実施。 （調査対象） ●市民：町内在住の18歳以上1,200人 ●事業者：町内にある300の事業者 ●小中学生：小学5年生（329人）及び 中学2年生（349人）
2023（令和5）年 2月24日	高校生ワークショップ	効果的な情報方法や、誰もが参加しやすいイベント・講座のアイデアをテーマに議論。 ●参加者：7名
2023（令和5）年 11月13日 ～12月12日	パブリックコメント	計画素案について、役場町民ホール（庁舎1階）、各施設、町のホームページに公表し、意見を募集。 ●募集結果：0件



## 4 温室効果ガス排出量の算定方法

部門	区分	算定方法
産業部門	農林水産業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の群馬県データから、農林水産業全体のCO <sub>2</sub> 排出量を、「耕地面積」(農林水産統計年報：関東農政局)を使って按分 <b>■農林水産業CO<sub>2</sub>排出量(大泉町)</b> = 農林水産業CO <sub>2</sub> 排出量(群馬県) × 耕地面積(大泉町/群馬県)
	建設業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の群馬県データから、建設業のCO <sub>2</sub> 排出量を、「都道府県別、市区町村別、用途別(大分類)/建築物の数、床面積、工事費予定額」(建築着工統計調査(年計)：国土交通省)を使って按分 <b>■建設業CO<sub>2</sub>排出量(大泉町)</b> = 建設業全体のCO <sub>2</sub> 排出量(群馬県) × 着工床面積の合計(大泉町/群馬県)
	製造業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の群馬県データから、製造業全体のCO <sub>2</sub> 排出量を「製造品出荷額等」(工業統計：経済産業省)を使って按分 <b>■製造業CO<sub>2</sub>排出量(群馬県)</b> = 製造業全体のCO <sub>2</sub> 排出量(群馬県) × 製造品出荷額等(大泉町/群馬県)
民生部門	業務その他	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の群馬県データから、「業務系床面積」(固定資産税概要調書：総務省)を使って按分 <b>■業務その他CO<sub>2</sub>排出量(大泉町)</b> = 業務その他CO <sub>2</sub> 排出量(群馬県) ※電気ガス熱供給水道業は除く × 床面積(大泉町/群馬県)
	家庭	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の群馬県データから、「世帯数」(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省)を使って按分 <b>■家庭部門CO<sub>2</sub>排出量(大泉町)</b> = 家庭のCO <sub>2</sub> 排出量(群馬県) × 町内世帯数/県内世帯数
運輸部門	自動車	「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)の群馬県データから、「自動車保有台数」(群馬県統計書)を使って按分 <b>■自動車CO<sub>2</sub>排出量(大泉町)</b> = (Σ群馬県の車種別燃料消費量 × 燃料別排出係数) × 町内車種別自動車保有台数/県内車種別自動車保有台数
	鉄道	「鉄道統計年報」(国土交通省)から、町内で運行する鉄道会社の営業キロに占める町内営業キロ(図上計測)を用いて、各鉄道会社の電力消費量を按分 <b>■Σ鉄道CO<sub>2</sub>排出量(大泉町)</b> = (各鉄道会社の消費電力 × 電力排出係数) × 各鉄道会社の町内営業キロ/各鉄道会社の全線営業キロ
廃棄物部門	一般廃棄物	町内焼却施設の年間処理量、水分率、ごみ組成から廃プラスチック類等の焼却分を算定したのち、排出係数*を乗じて算出

# 5 用語解説

## ●英数

### 30by30 (サーティ・バイ・サーティ)

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

### 5R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Refuse(リフューズ:発生回避)」、「Reduce(リデュース:発生抑制)」、「Reuse(リユース:再使用)」、「Recycle(リサイクル:再生利用)」、「Respect(リスペクト:大切に長く使う)」のこと。

### BEMS

Building Energy Management Systemの略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

### COOL CHOICE

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々日常生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしようという取り組みのこと。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、脱炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」を促す取り組みである。

### COP (国連気候変動枠組条約締約国会議)

1992(平成4)年に世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意。この条約に基づき、1995(平成7)年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されている。

### G7

日、米、英、仏、独、伊、加7か国の首脳並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長が参加して開催される首脳会議のこと。国際社会が直面する様々な課題について、非公式かつ自由闊達な意見交換を通じて合意形成し、その成果が宣言としてまとめられる。

### HEMS

Home Energy Management Systemの略称であり、一般住宅において、太陽光発電の量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理するシステム。

### ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。

### IoT

Internet of Thingsの略で、あらゆるモノをインターネットもしくはネットワークに接続する技術であり、日本語では「モノのインターネット」と訳される。

### OECD

COP10(2010年開催)の愛知目標で陸域等を保全するための達成手段の一つとして掲げられ、COP14(2018年開催)では、「保護地域以外の地理的に確定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全によって肯定的な長期の成果を継続する方法で統治・管理されているもの」と定義されたもの。

### VPP (仮想発電所)

バーチャルパワープラント(Virtual Power Plant)の略。工場や家庭などが持つ、小規模かつ分散されたエネルギーリソースを、IoTを活用した高度なエネルギーマネジメント技術で束ねて、遠隔・統合制御することで、あたかも1つの発電所のように機能する仕組みのこと。

**SDGs**

2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

**SNS**

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

**ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）**

Net Zero Energy Buildingの略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となることを目指したビルのこと。

現在、ZEBの実現・普及に向け『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4段階に定義されている。

**ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）**

Net Zero Energy Houseの略称であり、住宅の断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅のこと。

**ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）**

Zero Emission Vehicleの略称であり、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

**●あ行****暑さ指数（WBGT）**

熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標のこと。人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れている。

**うちエコ診断**

環境省が提供している家庭向けの温暖化対策診断サービスのこと。家庭の機器やエネルギーの使い方等を入力することで、どこからどれくらい二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が排出されているかがわかり、光熱費が減らせるおすすめの対策や、住まいの悩みに合わせた診断、省エネ家電の買い換えシミュレーションなどができるようになっている。

**エコチューニング**

業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

**温室効果ガス**

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素がある。

**温室効果ガス排出量**

温室効果ガスの物質ごとの排出量それぞれに、地球温暖化への影響の大きさを示す値である「地球温暖化係数」を乗じて二酸化炭素排出量に換算し、それらの値を合計したもの。

**●か行****カーボンニュートラル**

温室効果ガスの排出をゼロにするということではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガスの排出量と、森林などによる温室効果ガスの吸収量がプラスマイナスゼロとなる状態のこと。

**街区公園**

都市公園（地方公共団体が設置する公園および緑地）のひとつで、もっぱら街区に居住する人たちの利用を目的とする公園のこと。

### 海洋プラスチックごみ問題

不適正な管理等により海洋に流出したプラスチックごみが、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こすこと。近年、マイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）が生態系に及ぼす影響が懸念されている。

### 化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）や、大気汚染の原因物質である硫酸化物、窒素酸化物などが発生する。

### 環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」とした法律。

### 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

### 緩和策と適応策

気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を「緩和策」、気候変動の影響による被害の防止・軽減対策を「適応策」といい、気候変動対策の車の両輪の関係として、共に取り組んでいくことが必要とされている。

### 気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018（平成 30）年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988（昭和 63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された政府間組織。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

### 近隣公園

都市公園（地方公共団体が設置する公園および緑地）のひとつで、主として近隣に居住する人たちの利用を目的とする公園のこと。

### グリーンインフラ

自然環境がもっている多様な機能（生物多様性保全、気候変動影響の緩和、レクリエーションなど）をインフラとして積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。例えば、屋上緑化や敷地内の緑化を行うことで、ヒートアイランド対策や雨水の貯留効果による水害の予防、さらに地域に住む人の癒しや賑わいを生む等の効果を得ることができる。



### 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

### 固定価格買取制度（FIT）

再生可能エネルギーの固定価格買取制度のこと。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

#### ●さ行

### 再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

### 自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと。

### 集中豪雨

同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mm から数百 mm の雨量をもたらす雨。積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起き、重大な土砂災害や家屋浸水等の災害を引き起こす。

### サーキュラーエコノミー（循環型経済）

従来の3Rの取組に加え、資源の利用と消費の量を抑えつつ、今ある資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済活動のこと。

### 省エネルギー診断

エネルギーの使用状況を診断し、光熱水費削減のための省エネに関する提案や技術的な助言を行うもの。

### 省エネルギーラベル

省エネルギーラベルとは、法律で定められた省エネ基準を達成しているかどうか省エネ性能を表したラベルのことで、家電などを選ぶ際に省エネ性能を比較することに役立つ。

### 食農循環システム

町のごみの減量化及び地球温暖化防止を目的とした取組で、ごみ減量に効果的な水分量の多い生ごみを、各家庭のコンポストや電気式生ごみ処理機等を活用し、できた堆肥や乾燥生ごみを、町が回収・堆肥化し有効活用する仕組み。

### 食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

### 自立・分散型エネルギーシステム

従来の大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていこうとするシステムのこと。再生可能エネルギーや、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コージェネレーションシステムによる効率的なエネルギーの利用も含む。

### 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患。

### 水素ステーション

燃料電池自動車（FCV）の燃料である水素を供給する設備のある場所のこと。

## スマートグリッド

IT 技術によって、供給側・需要側の双方から電力量をコントロールできる送電網のこと。従来の発電所による電気と、家庭などで発電された電気を合わせてコントロールすることが可能で、単体の建物だけでなく、建物同士やコミュニティ全体でエネルギー利用の最適化をすることができる。

## スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

## 生物多様性基本法

2008（平成20）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

## ゼロエミッション

1994（平成6）年に国際連合大学が提唱した「廃棄物のエミッション（排出）をゼロにする」という考え方。

## 総合公園

都市公園（地方公共団体が設置する公園および緑地）のひとつで、住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とする公園のこと。

### ●た行

## 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

## 地球温暖化

人間の活動の拡大を起因とする、大気中の温室効果ガスの濃度上昇により、地球規模で気温や海水温度が上昇し、氷河や氷床が縮小する現象のこと。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。1998（平成10）年10月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

## 電力排出係数

電力 1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を排出したかの目安。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を算出できる。

### ●な行

## ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。

### ●は行

## 廃棄物と環境を考える協議会

廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的として設立された組織。関東甲地域の73市町村と民間事業者2社で構成され、大泉町も加盟している。2020（令和2）年7月28日には『ゼロカーボンシティ宣言』をしている。

## ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

**バックキャストイング**

未来のあるべき姿から、現在にさかのぼって課題解決を考えるアプローチ方法。

**パリ協定**

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

**「人・農地プラン」**

地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」のこと。具体的には、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題により、5 年後、10 年後の展望が描けない地域の問題を解決するため、地域の皆さんの話し合いによりプランを作成し実行することで、人と農地の問題を解決しようとするもの。

**フードドライブ**

家庭にある余剰食品を回収しフードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄付する取組。

**フードバンク**

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体もしくは活動のこと。

**●ま行****マイ・タイムライン**

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、主に台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

**水循環**

山林、農地、宅地等に降った雨が、地下に染み込んだり地面を流れて川や海へ流れ込んだりする過程で、大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れのこと。近年では、生活の快適性や利便性の向上、産業経済活動の拡大のため、人為的な水循環が構築されてきており、この人為的な水循環の影響で、自然の水循環が単調化・阻害されているため、健全な水循環が求められている。

**●や行****要請限度**

騒音規制法及び振動規制法に基づき、環境省令で定める自動車騒音・振動の限度のこと。その限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、市区町村長が都道府県公安委員会等に対して自動車騒音・振動を減少させるよう措置をとることを要請することができる。

**●ら行****緑道**

都市公園（地方公共団体が設置する公園および緑地）のひとつで、災害時における避難路の確保や、都市生活の安全性・快適性の確保等を目的に、近隣住区の相互をつなぐ植樹帯、歩行者路、自転車路等が主体となった緑地のこと。

**レジリエント**

弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などで都市機能が壊れにくく、さらに都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（しなやかさ）を持った「まち」のことをいう。

## 大泉町環境基本計画

2024（令和6）年3月発行

**発行** 大泉町

**編集** 都市建設部環境整備課

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出 55 番 1 号

**電話** 0276-63-3111（代表）

**ホームページ**

<https://www.town.oizumi.gunma.jp>





大泉町